

# 「学校いじめ防止基本方針」

八戸市立下長中学校

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめはどの学校においても、どの生徒においても起こりうるものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) いじめとは

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 校内体制

### (1) いじめ対策協議会の設置

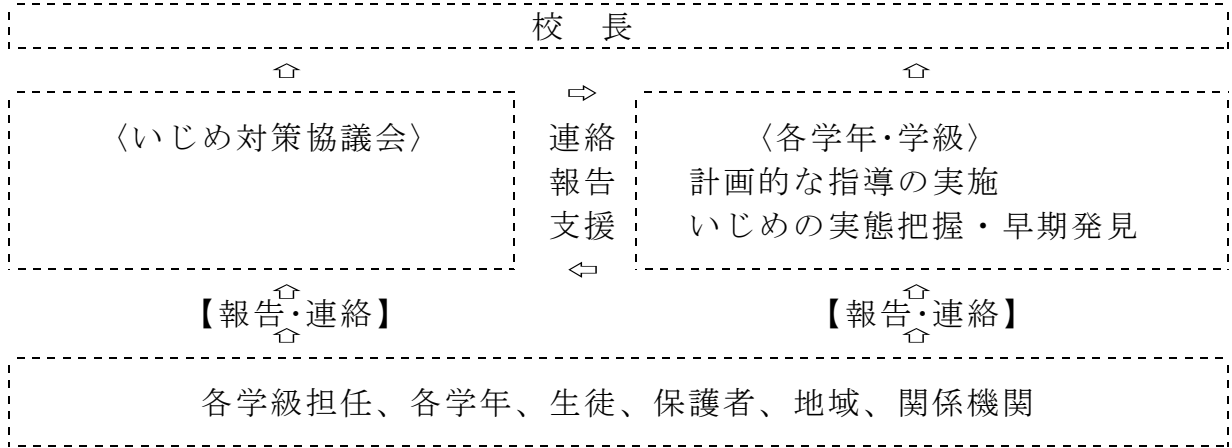
「いじめはどの生徒においても起こりうるものである」ことを踏まえ、年度当初にいじめ対策協議会を設置し、年間を通じて定期的に情報収集や情報交換を行い、その予防に努める。また、いじめが発生した場合はその対処に当たるとともに、関係 機関等との連絡調整に当たる。

**【構成メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任】**

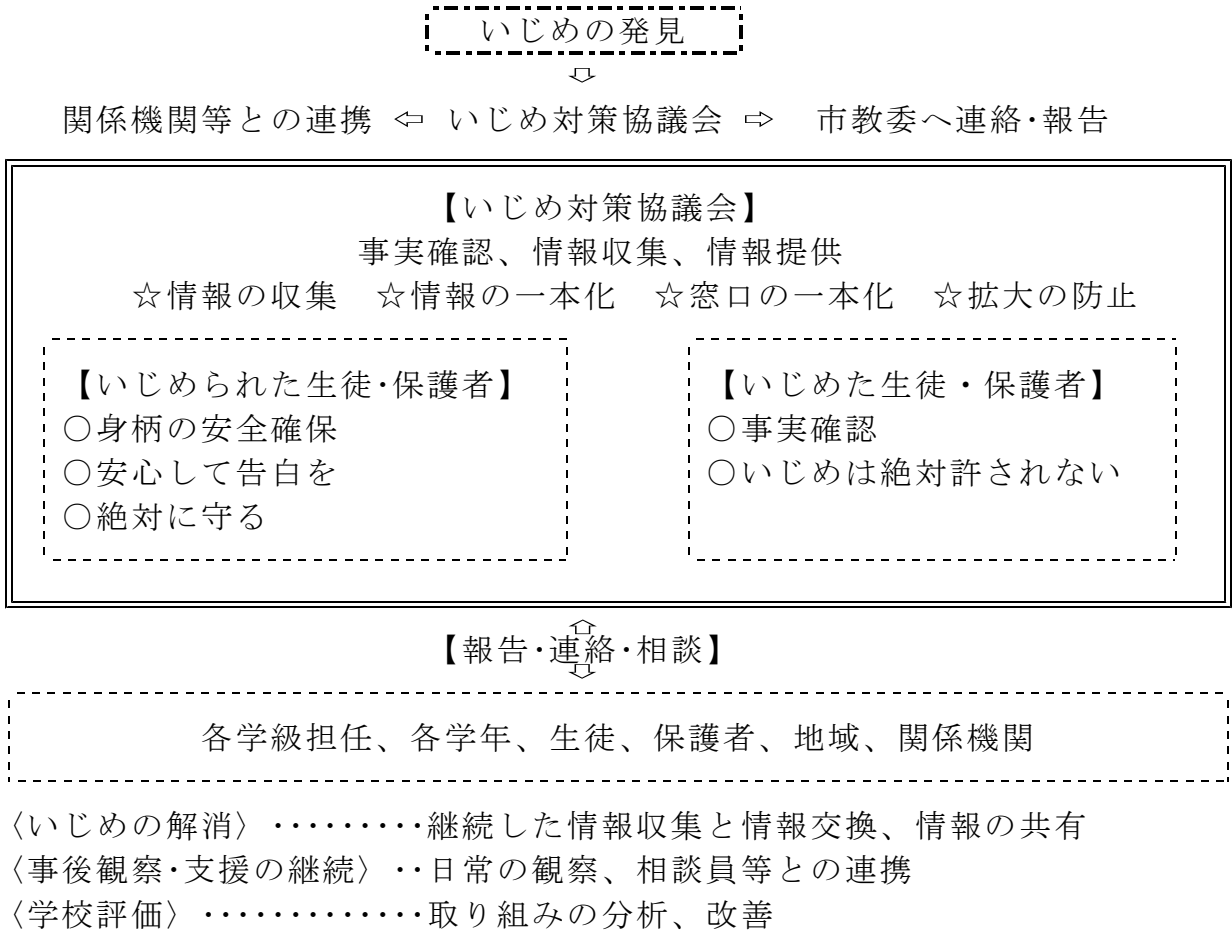
(2)いじめ防止体制

①【平常時】

「いじめ対策協議会」において、いじめ防止のための年間指導計画を作成し、学校全体で共通理解する。また、保護者や関係機関との窓口となり、日頃から協力体制を構築する。



②【いじめ発生時】



③【重大事態発生時】

重大事態の発見



関係機関等との連携 ⇐ いじめ対策協議会 ⇨ 市教委へ連絡・報告

重大事態が発覚した時点で、いじめ対策協議会を中心に組織的に対応する。同時に校内サポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルスケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

【いじめ対策協議会】⇨情報提供、情報共有⇨【教育委員会、地域学校連携協議会、PTA役員、警察等】

事実確認、情報収集、情報提供、説明責任

- 「誰がどう動くか」の確認、全教職員が速やかに
- ☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化 ☆拡大の防止



【いじめられた生徒・保護者】

- 身柄の安全確保
- 安心して告白を
- 絶対に守る
- 学習環境の確保

関係  
生徒  
への  
指導  
援助

【いじめた生徒・保護者】

- 事実確認
- いじめは絶対許されない

【報告・連絡・相談】

各学級担任、各学年、生徒、保護者、地域、関係機関

〈報道等への対応〉……………教育委員会との連携

〈事後観察・支援の継続〉…心のケア、日常の観察、関係機関・相談員等との連携

〈学校評価〉……………取り組みの分析、改善

【参考：八戸市教育委員会 危機管理ハンドブック「いじめ問題への対応」より】

☆緊急対応のポイント

- ①事故発生・学校認知
  - ②現場急行
  - ③状況把握
  - ④負傷の有無
  - ⑤有：応急処置 ⑥無：安全確保
  - ⑦周囲生徒への処置
  - ⑧学校へ一次情報伝達
  - ⑨学校から保護者への連絡
  - ⑩市教委連絡支援要請
  - ⑪対策本部設置
  - ⑫情報収集
  - ⑬対応方針検討
  - ⑭役割分担
  - ⑮記録
- 一次対応
- 二次対応

- ⑩緊急職員会議（情報共有）
  - ⑰具体的対応
  - ⑱当該生徒・保護者
  - ⑲関係生徒・保護者
  - ⑳全校生徒
  - 21 P T A
  - 22関係機関
  - 23マスコミ
  - 24ケア（生徒、保護者、教職員）
  - 25事後検証・再発防止
- 二次対応
- 三次対応

### 3 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体をとおして、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

#### (1) 授業の充実

- ①「わかった、できた、身についた」が実感できる授業の実践
- ②生徒理解に基づいた学習指導
- ③多様な学習形態の工夫【習熟度別学習、T・T、個別指導の充実】
- ④特別な支援を必要とする生徒への対応【特別支援教育・インクルーシブ教育の推進】
- ⑤将来を見通した進路意識の向上【キャリア教育の推進】

#### (2) 生徒指導の充実

- ①自他の生命を大切にする態度の育成
- ②生徒の自己有用感を深める諸活動の実施
- ③生徒理解に基づく、積極的な生徒指導の推進
- ④不登校生徒への教育相談的対応の推進
- ⑤保護者、学校、関係機関の連携による学校課題等への対応
- ⑥基本的な生活習慣の育成

#### (3) 保護者や地域社会との信頼づくり

- ①教育情報の適切な発信
- ②学校公開や保護者参観の活性化
- ③地域学校連携協議会の事業の推進

### 4 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

#### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

いじめ防止体制「いじめ発生時」により速やかに報告し、事実確認をする。

#### (2) いじめられている生徒、いじている生徒のサイン

日常の観察や諸調査等により、いじめのサインを認知することがある。「ひょっとしたら？」という認識を持った場合は速やかに関係職員へ連絡・相談をする。

#### (3) 教室・家庭でのサイン

日常生活の変化をいち早く察知し、家庭と情報を共有するなど連携を図るとともに関係職員等とも連携して情報の収集に当たる。また、家庭からの連絡や相談については丁寧にかつ慎重に対応し、必要に応じて関係職員や関係機関等との情報交換をする。

#### (4) 集団の自己解決力を高める

学校内にいじめを許さない雰囲気醸成するとともに、いじめられている生徒を助け、いじめを止めさせることができる集団づくりを推進する。

#### (5) 相談体制の実施

教育相談の充実：定期相談(二者面談、三者面談)の実施、チャンス相談の活用  
「心の教室」や保健室機能の活用  
生活ノート等の活用

## (6) 定期的調査の実施

毎月1回の定期調査の実施

## (7) 情報の共有

職員会議、運営会議、主任会、職員朝会等での情報共有  
進級時の引き継ぎ、新入学生徒に係る情報交換  
小中連携事業の活用

## 5 解決に向けた対応

### (1) 関係生徒への対応

#### ① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守るという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

#### ② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

### (2) 一般生徒等への対応

被害者・加害者だけでなく、おもしろがって見ていたり見て見ぬふりをしたり、また、止めようとしなかったりする集団(傍観者)に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

### (3) 保護者への対応

#### ① いじめられている生徒の保護者への対応

相談を受けた場合は複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

#### ② いじめている生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

#### ③ 保護者の対立がある場合の対応

教員が間に入って関係調整が必要となる場合は、双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感を丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。

### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。そのため、①教育委員会 ②警察 ③福祉関係・児童相談所 ④医療機関との連携を図る。

### (5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、さらに長期の期間を設定するものとする。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
いじめを受けた生徒本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階ではいじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめをめた生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

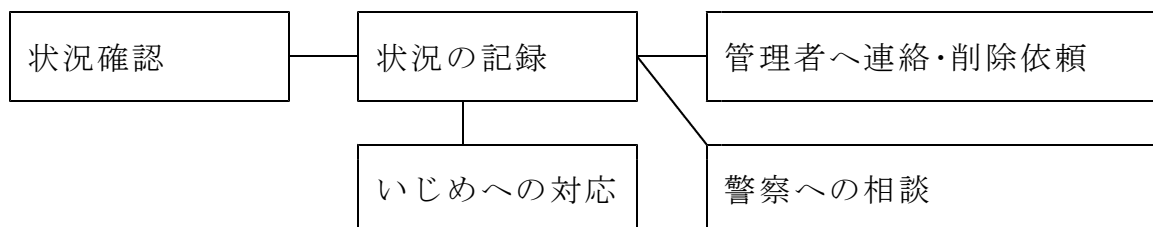
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載することであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発を推進する
- ②情報教育の充実を図る

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロールからの情報
- ②不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・生徒が自殺を企画した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額な金品を要求又は奪われた場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、市教育委員会に報告するとともに教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8 評価

P D C Aサイクルを生かし、いじめ問題に対する取り組みに関する分析を行い、現状を把握するとともに課題を改善する。また、これらを「地域学校連携協議会」で説明し、助言及び評価を受ける。

9 その他

平成26年2月1日に制定。

令和2年2月に一部追加。